

タームシート(PoC 契約(AI)用)

作成日: ●年●月●日

作成者: ●●●●

当事者(解説資料の1頁)	X社(甲)
	Y社(乙)
	当事者について、【ケース1】X社が日本企業、Y社が中国企業、【ケース2】X社が中国企業、Y社が日本企業という2つの状況を想定
目的(解説資料の4頁)	下記対象技術を対象用途に導入・適用することの可否の検証 対象技術: 甲のAI技術 対象用途: 介護施設における見守りカメラシステムに利用する学習済みモデルおよび連携システムの甲乙共同研究開発
業務委託(解説資料の7頁)	乙から甲に下記業務を委託 ➤ 上記目的に定める技術検証(「本検証」) ➤ 具体的な作業内容は別紙にて記載
成果物(解説資料の7頁)	報告書(提出期限は以下のとおり) ➤ 乙→甲 本契約締結後●日以内にデータを提供 ➤ 甲→乙 データ受領後●日以内に報告書を提出
委託料(解説資料の9頁)	●万円(税別)を以下のとおり分割して支払う ➤ 本契約締結後10日以内: ●万円 ➤ 報告書の乙による確認完了日から1ヶ月以内: ●万円
甲の義務(解説資料の11頁)	善管注意義務 成果・結果の非保証
対象データ(解説資料の14頁)	乙が提供するデータ = 対象データ ➤ 対象データの概要・項目・量・提供形式は別紙で特定 ➤ 乙: 対象データの提供義務 対象データの正確性等につき非保証 ➤ 甲: 対象データの正確性等の確認義務無し

	<p>対象データの機密保持・管理義務、目的外使用禁止</p> <p>→ 本契約終了後も3年間存続</p> <p>➤ 対象データに誤りまたは提供遅延があった場合</p> <p>→ 甲は報告書の不適合・提供遅延につき免責</p>
資料等(解説資料の13頁)	<p>乙が提供する資料等 = 資料等</p> <p>乙による正確性等の非保証、甲による正確性等の確認義務の不存在、資料等の内容に誤りがあった場合の甲の免責につき、対象データの提供の規定と同じ(準用)</p>
秘密保持(解説資料の16頁)	<p>従前の秘密保持契約を上書き</p> <p>➤ 秘密情報:無限定(但し、対象データは除く。)</p> <p>➤ 公表可能:検証開始の事実</p> <p>➤ 存続期間:本契約終了後も3年間存続</p>
次の契約締結(解説資料の12頁)	<p>対象技術の実効性が確認された場合、共同研究開発への移行の決定に向けて甲乙速やかに協議。乙は、同契約を締結するか否かを報告書の確認完了日から2か月以内に通知</p>
個人情報(解説資料の20頁)	<p>対象データまたは資料等に個人情報が含まれる場合</p> <p>➤ 乙:個人情報保護法上必要な手続きを履践したことの保証</p> <p>➤ 乙:事前明示義務</p> <p>➤ 甲:個人情報保護法上必要な手続きを履践する義務</p>
知的財産権(解説資料の23頁)	<p>成果物および検証遂行(含、報告書作成)に伴い生じた知的財産権</p> <p>➤ 甲に帰属</p> <p>➤ 乙に対し本検証に必要な範囲で使用許諾</p>
損害賠償(解説資料の27頁)	<p>乙→甲の損害賠償請求権に対する制限または違約金を約束</p> <p>質的制限:現実に発生した直接かつ通常の損害に限定</p> <p>特別損害(含、逸失利益)は除外</p> <p>量的制限:本契約の委託料が上限</p> <p>両制限とも甲が故意重過失の場合を除く</p>
有効期間(解説資料の32頁)	<p>契約締結日から6か月または乙による報告書の確認完了日のいずれか早い日まで</p>

<p>準拠法(解説資料の 34-38 頁)</p>	<p>日本法/又は被告地の法律(日本法又は中国法)/又は主に開発を行う場所所在地の法律(日本法又は中国法)</p>
<p>裁判管轄(解説資料の 34-38 頁)</p>	<p>●日本国地方裁判所/又は中国●●人民法院/又は日本国/中国/第三国・地域の仲裁機関</p>
<p>その他(解説資料の 29、33、39、42 頁)</p>	<p>解除、存続条項、協議解決、契約言語</p>